

介護・医療連携推進会議 議事録

2020年度第1回介護・医療連携推進会議について、新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、開催を自粛し書面開催による代替措置を行った。

開催予定日：2020年5月16日（土）

代替措置を行った日：2020年5月29日（金）

書面送付先：薬師台おはなぼっぼクリニック：野口 泰芳医師

金井町内会元会長：高橋 倫正様

金井女性の会：薄田 寛子様

居宅介護支援事業所：かたくり鶴川、かたくり町田木曾、こころ、ふくいん、真桜ケアマネジメント・サービス、ケアプランセンターふわり、薬師台おはな介護相談所、スマート町田、第二清風園、かわせみ

鶴川第1高齢者支援センター：佐藤広様

訪問巡回ステーション清風園：ご家族、ご利用者 19名

議事録作成：訪問巡回ステーション清風園 加藤玉樹

<議題>

1. 活動報告

別紙のとおり 2019年10月から2020年3月の活動実績と人事異動・2020年度活動予定の報告を行った。

2. 利用者・家族等からの要望・助言

- ・毎日来る介護員が違う。光熱費などの支払いが頼めない。

⇒訪問介護と異なり、24時間365日のサービス提供を行うため、介護員を固定することは難しいですが、ご利用者の皆様の身体状況について訪問介護員への情報共有は常に行っておりますのでご理解ください。買い物の代行などについては保険者と相談の上法令に則って行っております。

3. 居宅介護支援事業所、高齢者支援センターからの要望・助言

- ・介護度に応じて回数や滞在時間が限られるのはしょうがないと思いますが、体調不良の際に増回できると安心です。
- ・毎日の服薬管理を要する利用者様に対してとても助けられています。
- ・事故等の状況の中で服薬ミス5件の記載がありましたが、結果は良で大きなことにはならなかったのですね。
- ・要介護の清風ヒルズ入所者には必須の事業と思います。
- ・(併設の) 夜間対応訪問介護が休止になってしまったのが残念に思います。職員体制が薄くなったように感じますが、体制的に大丈夫でしょうか？

- ・体調不良の際は医師に連絡し、適宜対応していただき、ご利用者含めご家族も安心して生活ができていますので、定期巡回サービスあってこそヒルズで生活できていると思います。

⇒体調不良時にはケアマネジャーに連絡の上、定期巡回の特徴である柔軟な対応をさせていただいております。例えば発熱時に水分補給やバイタル測定のため訪問回数を増やしたり活動内容を変更したりしております。

服薬確認については、複数の職員でのダブルチェックが難しいため、服薬前にご利用者本人の前で声に出して服薬日・時間を確認するなど、再発防止の取り組みを行います。

定期巡回サービスは夜間も定期・随時訪問を行っております。ナイトサポート事業については、一つの事業所では対応困難な場合は、地域にとって必要なサービスを継続できるよう、複数の事業所で協力していく必要性を感じております。

人員体制については余裕のある状況ではありませんが、利用者の安全、職員の育児・介護との両立を考慮し、必要な体制を整えております。

3. 地域との連携・交流に関すること

- ・同じ介護度でも支援者がいるのかいないのかで必要なサービス量はかなり違ってくる。審査も厳しくなっており、介護保険だけのサービスでは限界がある。医療行為が必要なケースも増えてきており、ヘルパーにも知識が要求されることが増えてきていると思う。
- ・金井町内会の回覧を利用して情報を発信されているのは、地域に理解を深めるのに良い事と思っています。
- ・利用者様の心身状態の変化、介護保険証の更新、サービス内容の変更や新たなサービスの導入等によるサービス担当者会議に実際主治医が参加できることは困難。医療・介護関係者の連携を実現するためには、多職種研修会の開催が必要だと思う。
- ・デイサービス・訪問看護等が休業すると多くの負担がある。利用者主体に地域を守る連携をもちたい。
- ・多くの場合で「相互に一定の理解ができています」という事が前提になると思います。鶴川圏域で相互理解を目的とした会を行ってきたが頻度が十分ではないため、複数の主体性のもとに同様の集まりができると、平時・緊急時ともに参集含めて様々な媒体での連携に効果が期待できると考えます。相互理解とは、単に顔が見える関係をいうものではなく、思考や制度理解、課題の優先順位をそれぞれの職種がどのように考えるかという事だと思います。
- ・入退院、医療情報等の共有方法の効率化

⇒訪問巡回ステーション清風園は看護一体型ですが、介護員も研修や勉強会などを通じて医療的な知識を身につけスキルアップしていきたいと思います。

地域課題の共有やサービスの質の向上のため、今後よりいっそう多職種連携に力を入

れていきたいと思えます。

4. 感染症対策及び感染者発生時の対応方法

①関係機関で講じているコロナウイルス感染対応策について

- ・仕切り板の設置
- ・手洗い、手指消毒
- ・プライベートも含め3密を避けた行動をとる
- ・職員は毎日検温し記録、マスク着用
- ・事務所の除菌、換気の徹底
- ・在宅勤務・時差出勤
- ・研修・会議は少人数でソーシャルディスタンス、換気、空間除菌実施の上短時間で実施。
- ・携帯用消毒ジェルによる訪問時の手指消毒、訪問から帰園時のマスク交換。あんしん相談室で2名勤務体制をとり、本体支援センターとの接触をさける。
- ・居宅介護支援事業所ですが、2チームに分かれての交代勤務にしています。オンラインも活用。6月からは規模を縮小しながらも在宅ワークは当面継続予定。
- ・保健所の指導に従う。休業・閉院でもオンライン診療などでカバーする。熱発患者さんには防護服とフェイスガードで対応。熱発・倦怠感のある患者さん専用ドームを設置。某クルーザー除染業者より除菌レクチャー、受付導線を工夫し患者さん同士の距離を保つ。ドアを足で開閉できるようにし、手すりからの感染防止。
- ・モニタリング訪問は状態変化、緊急の場合は実施。訪問時はマスク着用、手指消毒を行い、換気、短時間での面談、または玄関先での相談を実施。

②関係機関で感染者が発生した際の対応方法について

- ・コロナ感染疑いの利用者を訪問した場合、PCR検査の結果がでるまで自宅待機。
- ・り患した方は現状症状にかかわらず入院措置となる。
- ・行政の指示に従い行動。上長・法人本部に報告。
- ・居宅介護支援事業所の職員で発生した場合は、現在分割している事業所職員で訪問等の調整は行う。自宅待機者は、可能な業務を行う。

⇒訪問巡回ステーション清風園は、別紙報告書に記載の通り、訪問当日の検温をお願いしています。

次回開催予定：日程が決まり次第改めて連絡する。

以 上